

電気柵設置事業費補助金交付要領

北上市鳥獣被害対策連絡協議会

(目的)

第1 この要領は、鳥獣による農作物等への被害を防止するため、有害獣の侵入防止を目的に農家を実施する電気柵設置事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、有害獣とは、クマ・ニホンジカ・ハクビシン・イノシシ等、農林畜産物に被害を与える獣類をいう。

(対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、次に定めるところによる。

- (1) 申請時点において、第2に定める有害獣の被害を現に受けている又は被害を受ける可能性が高い農地等に対して、農家が電気柵を設置する事業
- (2) 前号に定めるものの他、北上市鳥獣被害対策連絡協議会長（以下「協議会長」という。）が特に必要と認める事業

(対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、電気柵の設置に必要な資材及び工具類（以下「資材等」という。）とする。但し、汎用性のある工具類は補助対象外とする。

(補助率)

第5 補助金の交付対象、補助率及び補助金の上限は、次に定めるところによる。

交付対象	補助率	補助金の上限
資材等購入経費	対象経費の2分の1に相当する額以内の額	100,000円

(補助金の交付申請)

第6 この事業を実施しようとする者は、電気柵設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる資料を添えて協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業施工位置図
- (2) 導入資材内訳書（資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの）
- (3) 領収書又は請求書
- (4) 設置状況写真（設置個所全体と導入資材の確認ができるもの）
- (5) 通帳の写し（振込先の確認ができる部分のみ）

(補助金の申請期限)

第7 補助金の申請期限は、協議会長が別に定めるものとする。

(補助金の採択基準)

第8 電気柵の設置の当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 申請者自らが設置及び管理を行い、原則として5年以上の使用に耐えることができる資材等であること。
- (2) 有害獣による農林畜産物への被害防止を目的としたものであること。
- (3) 自力若しくは他の助成事業を活用して既に導入したものでないこと。
- (4) 市内の農地等への設置であること。
- (5) 過去に本事業を活用して電気柵を設置した農地等と同一の場所への設置でないこと。
- (6) 過去に本事業を活用して設置した電気柵の補修等を目的としたものでないこと。
- (7) 単年度内に完了する事業であること。

(補助金の交付決定)

第9 協議会長は、第6に定める申請書を受理した時は、当該書類を審査するとともに、必要に応じて設置状況の確認を行い、適切と認められたときは、電気柵設置事業費補助金交付決定書(様式第2号)により、当該申請者に対し補助金の交付決定をするものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10 当該申請者は、協議会長が定めるところにより、第9に定める補助金の交付決定を通知されたときは、補助金交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 協議会長は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、書類の内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金交付決定の取り消し等)

第11 協議会長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 事業の実施方法が不適切なとき。
- (5) その他この要領の規定に違反したとき。

2 農家は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、協議会長が別に定める期限までに、当該

補助金を返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

北上市鳥獣被害対策連絡協議会
会長 八重樫 浩 文 様

住 所
氏 名
連絡先

補助金交付申請書

令和 年度電気柵設置事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業目的 農林畜産物の被害防止
- 2 防除対象
(1) 対象獣 ()
(2) 被害作物等 ()
- 3 施行箇所 北上市 ()
- 4 事業内容及び事業費

事業内容	受益面積	事業費	事業費内訳		
	延長(周囲)		協議会補助金	自己資金	その他
電気柵	a	円	円	円	円
設置	m				

- 5 事業実施期間
着手 令和 年 月 日～完了 令和 年 月 日

- 6 補助金振込先情報
金融機関名 _____銀行・労働金庫・信用金庫・花巻農業協同組合
支店名 _____支店
口座番号(普) _____
口座名義(財) _____

- 7 添付書類
(1) 事業施工位置図
(2) 導入資材内訳書(資材品名、規格、数量、単価及び金額の確認ができるもの)
(3) 領収書又は請求書
(4) 設置状況写真(設置個所全体と導入資材の確認ができるもの)
(5) 通帳の写し(振込先の確認ができる部分のみ)

様式第2号

北鳥獣協第 号
令和 年 月 日

様

北上市鳥獣被害対策連絡協議会
会長 八重樫 浩 文

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった平成 年度電気柵設置事業について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付対象事業費 | 円 |
| 2 補助金交付額 | 円 |

様式第3号

年 月 日

北上市鳥獣被害対策連絡協議会
会長 八重樫 浩 文 様

住 所
氏 名
連絡先

補 助 金 交 付 請 求 書

令和 年 月 日付け 北鳥獣協第 号で交付決定の通知があった令和 年度電気柵設置事業費補助金について、電気柵設置事業費補助金交付要領第10条1項の規定により、次のとおり請求します。

記

- | | |
|------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 補助金請求額 | 金 _____ 円 |